

	つかう(利用促進)	まもる(安全利用)	とめる(駐輪環境)	はしる(通行環境)	その他	
市の責務	(1)	・自転車の利用促進	・安全利用に関する教育、啓発及び指導 ★各年代もれがないよう、自転車のルールやマナーに関する講習等を受ける機会の提供 ○交通ルール等を研修できる施設の提供			
			○自転車運転免許証制度化			
		★自転車利用のメリットについて積極的に周知・啓発を行う	★自動車ドライバーに対する啓発			
			・自転車利用者の犯罪被害防止の促進			
	(2)	○自転車通勤の促進を図る。 ★自転車活用モデル企業の表彰	・地域、自転車小売業者、事業所等における自転車の安全利用に関する活動の支援			★安全な自転車利用の推進施策等に積極的に協力する団体等に対する支援に努める。
	(3)	・自転車の定期的な点検整備及び自転車損害賠償保険への加入の促進	○損害保険への加入の促進		○安全・安心で楽しく通行できる自転車ネットワークの形成に向け、自転車通行環境整備を推進する。	
	(4)					・自転車利用環境の向上に係る施策推進
	(5)	○自転車のまちづくりを担う人材の育成(自転車利用推進委員)	○罰則対象のPRと取締り強化の要請	☆(堺市自転車の放置防止に関する条例) 市長は、第1条の目的を達成するために必要な施策の実施に努めなければならない。	☆(自転車道の整備等に関する法律) 国及び地方公共団体は、第1条に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。	・条例の目的を達成するために必要な施策
		○自転車利用推進委員を認定し、自転車利用推進委員が行う交通安全の啓発活動及び自転車通勤の促進についての取り組みを支援しなければならない。		★放置防止に関する規定については別に定める。	☆(堺市道路の構造の技術的基準を定める条例) 第3種及び第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)のうち、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行空間を設ける場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は1.5mを標準とするものとする。	★自転車の安全な利用促進を積極的に進める期間を定め、普及啓発を行う(※11月:自転車マナーアップ強化月間)。
		★主要な観光施設等においては、自転車利用者への配慮に努める ★自転車関連イベントの実施や自転車観光コースの設定等、自転車を活かした観光の推進に努める				
					★堺市で開催される自転車にかかるイベントや講習、事故等の情報について集約するとともに、その発信に努める。	
自転車利用者の責務	(1)		・自転車利用者は、道路交通法その他法令を遵守するとともに、歩行者優先の意識を持って自転車の安全な利用に努めなければならない。			
			★キープレフトの遵守を徹底するとともに、自転車同士がすれ違う場合は、左側によける。			
	(2)		・自転車利用者は、歩道においてその利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。			
	(3)		・自転車利用者は、歩行者の多い交差点で横断歩道を通行する場合は、自転車を押して通行するなど、歩行者の通行に配慮するよう努めなければならない。			
	(4)	・ひったくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。		・自転車利用者は、防犯性能の高い錠前の取り付け及び施錠の徹底など犯罪被害の防止に努めなければならない。		
	(5)		・自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。			
	★年齢・体格・目的にあった自転車を選ぶ。	★白杖を持った障がい者がいるときは、徐行又は停止し、障がい者の安全を確保しなければならない。				
	・自転車に乗る前の日常点検と販売店による定期的な点検を受けるよう努めなければならない。 ★自転車車検制度					

		つかう(利用促進)	まもる(安全利用)	とめる(駐輪環境)	はしる(通行環境)	その他	
市民等の責務	(1)		・市民は、自転車の安全利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭及び地域社会において自主的に安全利用の促進に寄与するよう努めなければならない。				
		・5km以内の利用は自転車を使いましょう				★「自転車のまち堺」の市民として、自転車を大切にしよう努めなければならない。	
		・公共交通機関を利用しましょう					
自転車製造業者の責務 自転車小売業者の責務	(1)		・自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。				
	(2)		・自転車製造業者及び自転車小売業者は、盗難の防止に配慮した錠前や、ひったくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければならない。	☆(堺市自転車等の放置防止に関する条例) 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、防犯登録の推奨に努めなければならない。			
	(3)		・自転車製造業者及び自転車小売業者は、本市が実施する自転車の安全利用に関する講習を受講するよう努めなければならない。				
	(4)		・自転車製造業者及び自転車小売業者は、道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。				
		★年齢・体格・目的にあった自転車を勧める。					
保護者等の責務	(1)		・児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。				
	(2)		・保護者は、その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。				
	(3)		・高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。				
教育委員会の責務	(1)		・教育委員会は、市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。				
学校長の責務	(1)		・学校長は、その児童及び生徒に対し、自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。				
	(2)		・中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるにあたっては、当該生徒に対し自転車の安全教育を実施しなければならない。				
	(3)		・大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。				
	(4)		・その他、児童及び生徒の教育又は育成に携わる者は、その児童及び生徒に対し自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。				
事業者等の責務	(1)		・事業者等は、従業員に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、適正な管理が行われるよう指導しなければならない。				
	(2)		・事業者等は、事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。				
	(3)		・自転車貸出事業者等は、自転車を貸し出すときに、自転車の安全利用及び適正な管理について啓発しなければならない。				
		・事業者は、自転車の安全な利用の促進するため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。			☆(堺市自転車等の放置防止に関する条例) 大型店舗等の設置者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等の駐車を設置するとともに、市長の実施する自転車等の放置を防止する施策に積極的に協力しなければならない。		
					☆(堺市自転車等の放置防止に関する条例) 鉄道事業者及び路線バス事業者は、鉄道及び路線バスの利用客のために必要な自転車等の駐車の設置に努めなければならない。		
					☆(堺市自転車等の放置防止に関する条例) 鉄道事業者等は、市長が自転車等の駐車を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに、市長の実施する自転車等の放置を防止する施策に積極的に協力しなければならない。		